

熊本市女性のキャリアアップ支援事業業務委託 質問及び回答一覧

	質問内容	熊本市回答
1	<p>基本仕様書 5(3)「広報に関する費用は委託費から負担しない」とありますが、一方で 4(4)ア(ウ)では「対象者をより多く獲得するための効果的な募集手法を提案すること」とされています。 募集・周知活動として、ターゲット層が集まる公共施設や民間店舗等へ本事業の説明・周知に伺う際、活動に従事するスタッフの「人件費(移動時間や窓口での説明業務等に要する費用)」については、委託費に含めることが可能でしょうか。 チラシのデザイン・印刷代等の「直接的な制作・掲載費用」、募集にかかる「スタッフの動員(人件費)」もすべて広報費用とみなされ、受託者の持ち出し、または無償での対応が必要という解釈になりますでしょうか。</p>	<p>広報に関する実費(広告料、掲載料、印刷費等)を、広報費として本委託費から支出はできません。 一方で、講座案内チラシの作成、説明会告知文の作成、SNS等への投稿準備等について、内容に応じて、受託者の業務として実施される人的作業であり、人件費、一般管理費または業務管理費として整理できるものについては、委託費の概算見積りに計上することは可能と考えます。 最終的な区分については、本市と協議のうえ決定するものとします。</p>
2	<p>有料職業紹介を活用した就職後の定着支援の実施について本事業の目的である「安定した就労」を実現するため、インターンシップからの採用後、有料職業紹介の枠組みを活用した定着支援を実施することは可能でしょうか。 仕様書では、職業紹介事業の許可に関する記載がありますが、本事業の委託業務の一環(または付随するサービス)として、就職後の定着に向けた企業・就労者双方への伴走支援(人海戦術による定期的な面談等)を行うことは認められますでしょうか。</p>	<p>仕様書に記載している職業紹介事業の許可に関する事項は、法令遵守の確認を目的としたものです。 ご質問の就職後の定着支援については、本事業の目的に資する支援として実施する提案を行うこと自体を妨げるものではありません。 ただし、委託業務および委託料の対象は、あくまで仕様書に基づき、契約期間内に実施される範囲に限られます。</p>
3	<p>LINEの仕様上、トーク画面を介した送受信情報やLINEユーザーIDを同社のサーバーから完全に切り離すことは困難だが、別紙に示す「個人情報」とは、別途AWS上に構築したWebフォーム等で入力・蓄積する参加者のデータベース等に限定されるという認識でよいか。</p>	<p>LINE公式アカウントを通じて取得・利用するトーク画面上の送受信情報やLINEユーザーID等についても、個人情報として適切に取り扱っていただく必要があります。</p>
4	<p>「広報に関する費用は委託費から負担しない」とあるが、「広報費」の範囲を確認したい。具体的に、①講座案内チラシの印刷・配布費用、②SNSの有料広告費、③求人・学習サイトへの掲載費用、④説明会の告知費用⑤新聞・雑誌掲載広告費用はすべて委託費の対象外か。</p>	<p>No.1を参照ください</p>